

男性労働者の育児休業等の取得率について

育児・介護休業法に基づく、男性労働者の育児休業等取得と育児目的休暇の取得について下記のとおり公表する。

記

○公表前事業年度：2023年4月1日～2024年3月31日

○公表内容：公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者の数に対する、公表前事業年度において育児休業等取得と育児目的休暇の取得をした男性労働者の割合

29%

以上